

広島県告示第八百号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成三十年十一月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
薬局・レイ	三原市城町三丁目五番六号	平成三〇年八月三十一日
さつき薬局	尾道市御調町神一〇二番地一七	平成二九年四月一日
サトミ薬局	府中市府中町一四番地二〇	平成三〇年八月二十九日
緑ヶ丘薬局	安芸郡府中町緑ヶ丘一三番七号	平成三〇年八月三十一日